

## 貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00083

沿革 令和2年6月29日 一部改正

貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合には、下記により取り扱うこととする。

### 記

#### [ I ] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等

##### 1 基本的取扱事項

- (1) この規程の対象とする契約は、保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074）第1条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）上G S格、G A格若しくはG E格又はS A格に格付けされた銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）により一覽払いで決済される一の契約（以下「輸出契約等」という。）に基づく貨物の代金若しくは貸付料又は技術の提供等の対価（以下「代金等」という。）の支払に充てられる資金の貸付契約（以下「貸付契約」という。）のうち「別紙1 2年未満案件の解釈等」に該当する2年未満案件に限るものとする。
- (2) 国際的取決めに基づく基準に適合しない貸付契約又は契約金額が500億円を超える貸付契約については、原則として保険契約を締結しないこととする。
- (3) 公的輸出信用と贈賄に関するO E C D理事会勧告に基づく基準に適合しない貸付契約については保険契約を締結しないこととする。当該基準に適合しない輸出契約等に係る貸付契約についても同様とする。
- (4) 「別表 国別引受基準」に適合しない貸付契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾書について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した貸付契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。

なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす貸付契約に限るものとする。

ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りでなく、内諾書を発行したもののみとする。

  - ① 契約金額が1億円未満のもの
  - ② 償還国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国、引受停止国及び特定制限国に該当しないもの
  - ③ 起算点（「別紙1 2年未満案件の解釈等」2に規定するものをいう。以下同じ。）から最終償還日までの期間（以下「償還期間」という。）が1年以内のもの
- (5) 貸付契約における償還国及び保証国の取扱いは、「別紙2 償還国等の取扱い」によるものとする。
- (6) 貸付契約の相手方が保険契約の申込時（保険契約の締結後に貸付金等の額が増額変更された場合の当該増額部分にあっては、内容変更承認申請時。以下同じ。）において

名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされた銀行である場合限り、保険契約を締結するものとする。

(7) 約款第3条第10号又は第11号のてん補危険をてん補するものは、貸付契約の資金がその代金等の支払に充てられる輸出契約等の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生までの間に以下の条件を満たしているものとする。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。

① 輸出契約等の相手方が海外商社の与信管理について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00075）第9条各項の規定に該当しないこと。この場合において、当該規定中「被保険者」とあるのは、約款第2条第9号に規定する「輸出者等」と読み替えるものとする。

② 貸付契約の資金が仲介貿易契約に基づく代金等の支払に充てられる場合は、当該仲介貿易契約の相手方が次のいずれにも該当しないこと

(i) 買契約（貸付契約に係る仲介貿易契約を締結する本邦仲介貿易者が、仲介貿易契約に基づいて販売又は賃貸するために、貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045）第1条第7号に定義される仕向国以外の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。）の相手方の本店又は支店（買契約の相手方が支店の場合は、当該相手方の他の支店を含む。）

(ii) (i)に規定する買契約の相手方と特定の資本関係がある者として、次のいずれかに該当するもの

イ 買契約の相手方の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）

ロ 買契約の相手方の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、イにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）

ハ 議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の相手方の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ又はロに該当する法人を除く。）

ニ イ、ロ又はハに該当する法人の支店

(iii) その他上記(i)(ii)に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの

(8) 貸付契約の資金が「別紙5 WTO協定における農業に関する協定の対象品目」に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）に含む輸出契約等の代金の支払に充てられる場合は、当該貨物に係る船積日から最終償還日までの期間が18月を超える貸付契約について、保険契約を締結しないこととする。

(9) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる貸付契約については、以下のとおりとする。

① 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国（令和2年6月8日 20 - 制度 - 00120。以下「勧告対象国」という。）1に掲げる国を貸付契約の相手方（貸付契約の相手方と貸付金等を償還する者が異なる場合は、貸付金等を償還する者とする。以下①及び②において同じ。）の所在する国又は保証銀行の所在す

る国（保証銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、本店の所在する国とする。以下②において同じ。）とする貸付契約のうち、償還期間が1年以上のものであって当該貸付契約の相手方又は保証銀行が名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「償還期間が1年以上の公的債務者向け貸付契約」という。）については、保険契約を締結しないこととする。

- ② 勧告対象国2に掲げる国を貸付契約の相手方の所在する国又は保証銀行の所在する国とする貸付契約のうち、償還期間が1年以上の公的債務者向け貸付契約であって、契約金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものに限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。

## 2 保険契約のてん補設定

保険契約の締結は、非常事由（約款第3条第1号から第9号までのてん補事由をいう。以下同じ。）をてん補することを原則とし、信用事由（約款第3条第10号及び第11号のてん補事由をいう。以下同じ。）をてん補する場合にあっては、非常事由に組み合わせて保険契約を締結するものとする。

## 3 貸付契約に係る取扱事項

貸付契約の保険価額は、貸付契約に定められた貿易代金貸付金債権等のすべてを対象とした貸付金等の額とし、非常事由に係る付保率を97.5%、信用事由に係る付保率を90%として保険金額を設定する。ただし、日本貿易保険が特に認める場合はこの限りでない。

## 4 その他

「別紙3 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」若しくは「別紙4 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）に係る輸出契約等に該当する輸出契約等に係る貸付契約については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した場合は、当該内諾書に基づき保険契約を締結するものとする。

## [II] 国別引受基準に基づく取扱事項

保険契約の締結は、「別表 国別引受基準」に掲げる条件により行うものとし、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、「別表 国別引受基準」については、償還国（保証国がある場合には当該保証国）の引受基準を適用する。

ただし、イラク及び3に該当する国を償還国とする場合は、当該国の引受基準を適用する。

### 1 条件付引受国

条件付引受国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「○」と記載のある国をいう。当該国が償還国又は保証国となる貸付契約については、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 『償還期間の上限』欄において記載のある国については、その期間を償還期間の上限として保険契約を締結するものとする。
- ② 『契約金額の上限』欄において記載のある国については、その契約金額を貸付契約の金額の上限として保険契約を締結するものとする。

③ 『その他の条件』欄において記載のある国については、当該記載内容に従い保険契約を締結するものとする。

## 2 特定制限国

特定制限国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「▲」と記載のある国をいう。当該国が償還国又は保証国となる貸付契約については、保険契約を締結しない。

ただし、イラクを償還国又は保証国とする貸付契約であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した貸付契約を除く。

## 3 引受停止国

引受停止国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「×」と記載のある国をいう。当該国が償還国又は保証国となる貸付契約については、保険契約を締結しない。

附 則〔抄〕

附 則〔令和2年6月29日〕

この改正は、令和2年7月3日から実施する。

[別紙 1]

2年未満案件の解釈等

- 1 2年未満案件とは、貸付金等の償還が貸付後（又は起算点から）2年未満に行われるものをいう。ただし、複数の者が協調して貸し付ける契約で銀行等の貸付金等の額が優先して償還される場合であって、当該償還期間のみが2年未満となるものを除く。
- 2 起算点については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。
  - ① 単体貨物（一個体毎に機能を有するもの又は使用し得るもの）：
    - ・ E/S（各船積時）起算又はM/S（中間船積時＝契約金額の50%を超えて船積みされた時）起算以前
  - ② 複合貨物（2種類以上の貨物の組み合わせにより機能するものであって、据付指導等の責任を有さないもの）：
    - ・ E/S、M/S又はLM/S（主要貨物船積時＝通常付属部品を除く本体貨物のL/S（最終船積時）又は契約金額の95%を超えて船積みされた時）起算以前
  - ③ 複合貨物（2種類以上の貨物の組み合わせにより機能するものであって、据付指導等の責任を有するもの）：
    - ・ P/A（仮引渡時）起算又はC/O（検収テスト終了時）起算以前

(備考)

- 1 E/S : Each Shipment
- 2 M/S : Middle Shipment
- 3 LM/S : Last Major Shipment
- 4 P/A : Provisional Acceptance
- 5 C/O : Commissioning

[別紙 2]

償還国等の取扱い

- 1 貸付契約の償還国は、以下によるものとする。
  - ① 貸付契約の相手方が所在する国
  - ② 貸付契約の締結の相手方と貸付金等を償還する者が異なる場合は、貸付金等を償還する者が所在する国
  
- 2 貸付契約の保証国は、以下によるものとする。

保証銀行の所在する国（保証銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、支店の所在する国）

### 〔別紙 3〕

#### 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等

原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。以下同じ。）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が15億円以上のものに限る。

#### [別紙4]

### 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等

水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等。以下同じ。）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が15億円超のものに限る。

[別紙 5]

W T O 協定における農業に関する協定の対象品目

W T O 協定における農業に関する協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1 A の農業に関する協定をいう。）の附属書 1 に対象産品として掲げる以下の品目

対象品目（HSコード）

( i ) 第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）	
第1類	動物（生きているものに限る。）
第2類	肉及び食用のくず肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品

( ii ) 2905. 43、2905. 44、3301、3501～3505、3809. 10、3823. 60、4101～4103、4301、5001～5003、5101～5103、5201～5203、5301、5302	
注：品名は必ずしも網羅的ではない。	
2905. 43	マンニトール
2905. 44	ソルビトール
3301	精油
3501～3505	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤
3809. 10	仕上剤
3823. 60	ソルビトール(他の号に該当するものを除く。)
4101～4103	原皮
4301	原毛皮

5001～5003	生糸及び絹のくず
5101～5103	羊毛その他の獣毛
5201～5203	実綿、綿のくず及びカードし又はコームした綿
5301	亜麻
5302	大麻

[別表]

国別引受基準

国 コード	国名	態度	契約金額の 上限 (億円)	国 カテゴリー	償還期間の 上限 (年)	その他の 条件
201	アイスランド	◎		C		
206	アイルランド	◎		C		
150	アゼルバイジャン	○		F	1	
130	アフガニスタン	×		H		
304	アメリカ合衆国	◎		A		
147	アラブ首長国連邦	◎		C		
503	アルジェリア	○		F	1	
413	アルゼンチン	○	1	H	0.5	
380	アルバ (蘭)	◎		E		
229	アルバニア	○		F	1	
151	アルメニア	○	20	G	1	
337	アンギラ (英)	◎		D		
535	アンゴラ	○	20	G	1	
331	アンティグア・バーブーダ	○	5	H	1	
212	アンドラ	◎		D		
149	イエメン	×		H		
143	イスラエル	◎		D		
220	イタリア	◎		A		
134	イラク	▲		H		
133	イラン	○	5	H	1	注 1
123	インド	◎		D		
118	インドネシア	◎		D		
542	ウガンダ	○	20	G	1	
238	ウクライナ	○	20	G	1	
152	ウズベキスタン	○		F	1	
412	ウルグアイ	◎		D		
205	英国	◎		A		
332	英領バージン諸島	◎		A		
406	エクアドル	○	5	H	1	
506	エジプト	○		F	1	
235	エストニア	◎		B		
556	エスワティニ	○	10	G	1	
538	エチオピア	○	5	H	1	
559	エリトリア	▲		H		
309	エルサルバドル	○		F	1	
601	オーストラリア	◎		A		
225	オーストリア	◎		A		
141	オマーン	○		F	1	
207	オランダ	◎		A		
517	ガーナ	○	20	G	1	
522	カーボベルデ	○	10	G	1	
403	ガイアナ	○	10	G	1	
153	カザフスタン	○		F	1	
140	カタール	◎		D		

国 コード	国名	態度	契約金額の 上限 (億円)	国 カテゴリー	償還期間の 上限 (年)	その他の 条件
302	カナダ	◎		A		
531	ガボン	○	5	G	1	
527	カメルーン	○	20	G	1	
511	ガンビア	○	5	H	1	
120	カンボジア	○	20	G	1	
104	北朝鮮	×		H		
244	北マケドニア	○		F	1	
627	北マリアナ諸島 (米)	◎		D		
513	ギニア	○	5	H	1	
512	ギニアビサウ	○	5	H	1	
233	キプロス (北部トルコ占領地域を除く)	◎		E		
199	キプロス (船舶)	◎				
無コード	キプロス北部トルコ占領地域	×	-	-		
321	キューバ	○		H	1	注 2
381	キュラソー (蘭)	○		F	1	
230	ギリシャ	○		F	1	
615	キリバス	○	5	H	1	
154	キルギス	○	5	H	1	
306	グアテマラ	◎		E		
620	グアム (米)	◎		B		
138	クウェート	◎		C		
607	クック諸島	○		F	1	
301	グリーンランド (デ)	◎		B		
329	グレナダ	○	1	H	0.5	
241	クロアチア	◎		E		
328	ケイマン諸島 (英)	◎		A		
396	ケイマン諸島 (船舶)	◎				
541	ケニア	○	20	G	1	
516	コートジボワール	○	20	G	1	
311	コスタリカ	◎		E		
248	コソボ	○	10	G	1	
558	コモロ	○	5	H	1	
401	コロンビア	◎		E		
532	コンゴ共和国	○	1	H	0.5	
533	コンゴ民主共和国	○	1	H	0.5	
137	サウジアラビア	◎		C		
610	サモア独立国	○	5	H	1	
536	サントメ・プリンシペ	○	5	H	1	
554	ザンビア	○	1	H	0.5	
303	サンピエール島・ミクロン島 (仏)	◎		C		
282	サンマリノ	◎		D		
514	シエラレオネ	○	5	H	1	
539	ジブチ	○	5	H	1	
219	ジブラルタル	◎		A		

国 コード	国名	態度	契約金額の 上限（億円）	国 カテゴリー	償還期間の 上限（年）	その他の 条件
316	ジャマイカ	○	20	G	1	
157	ジョージア（南オセチア自治州・アブハジア自治共和国を除く）	○	20	G	1	
無コード	ジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国	×		—		
145	シリア	×		H		
112	シンガポール	◎		A		
549	ジンバブエ	○	1	H	0.5	
215	スイス	◎		A		
203	スウェーデン	◎		A		
507	スーダン	○	1	H	0.5	
218	スペイン	◎		B		
404	スリナム	○	10	G	1	
125	スリランカ	○	20	G	1	
246	スロバキア	◎		B		
242	スロベニア	◎		C		
158	西岸・ガザ（パレスチナ自治区）	○	5	H	1	注3
544	セーシェル	○	10	G	1	
530	赤道ギニア	○	5	H	1	
510	セネガル	○		F	1	
228	セルビア	◎		E		
335	セントクリストファー・ネイビス	○	10	G	1	
336	セントビンセント・グレナディーン諸島	○	10	G	1	
384	セント・マーチン（仏）	◎		D		
383	セント・マーチン（蘭）	◎		D		
330	セントルシア	○	10	G	1	
540	ソマリア	×		H		
613	ソロモン	○	5	H	1	
317	タークス・カイコス諸島（英）	◎		C		
111	タイ	◎		D		
103	大韓民国	◎		B		
106	台湾	◎		B		
155	タジキスタン	○	5	H	1	
543	タンザニア	○	20	G	1	
245	チェコ	◎		B		
528	チャド	○	5	H	1	
271	チャンネル諸島（ガーンジー管区） （英）	◎		A		
270	チャンネル諸島（ジャージー島）（英）	◎		A		
529	中央アフリカ共和国	×		H		
105	中華人民共和国	◎		C		
504	チュニジア	○	20	G	1	
409	チリ	◎		C		
624	ツバル	○	5	H	1	
204	デンマーク	◎		A		
213	ドイツ	◎		A		

国 コード	国名	態度	契約金額の 上限 (億円)	国 カテゴリー	償還期間の 上限 (年)	その他の 条件
518	トーゴ	○	10	G	1	
333	ドミニカ	○	5	H	1	
323	ドミニカ共和国	◎		E		
320	トリニダード・トバゴ	◎		D		
156	トルクメニスタン	○	5	H	1	
234	トルコ	○		F	1	
614	トンガ	○	5	H	1	
524	ナイジェリア	○	20	G	1	
550	ナミビア	○	20	G	1	
609	ニウエ島 (ニューゼーランド)	○		F	1	
310	ニカラグア	○	5	H	1	
525	ニジェール	○	5	H	1	
192	日本	◎		A		
618	ニューカレドニア (仏)	◎		B		
606	ニュージーランド	◎		A		
131	ネパール	○	20	G	1	
202	ノルウェー	◎		A		
135	バーレーン	○		F	1	
322	ハイチ	▲		H		
124	パキスタン	○	5	H	1	
312	パナマ	◎		E		
399	パナマ (船舶)	◎				
611	バヌアツ	○	5	H	1	
699	バヌアツ (船舶)	◎				
315	バハマ	◎		D		
398	バハマ (船舶)	◎				
602	パプアニューギニア	○	20	G	1	
314	バミューダ島 (英)	◎		B		
397	バミューダ島 (船舶)	◎				
628	パラオ	◎		E		
411	パラグアイ	○		F	1	
319	バルバドス	○	1	H	0.5	
395	バルバドス (船舶)	◎				
227	ハンガリー	◎		D		
127	バングラデシュ	○		F	1	
128	東ティモール	○	10	G	1	
612	フィジー	○		F	1	
117	フィリピン	◎		D		
222	フィンランド	◎		A		
132	ブータン	○	10	G	1	
324	プエルトリコ (米)	○		F	1	
405	仏領ギアナ	◎		A		
327	仏領西インド諸島	◎		C		
619	仏領ポリネシア	◎		D		
410	ブラジル	○		F	1	
210	フランス	◎		A		

国 コード	国名	態度	契約金額の 上限 (億円)	国 カテゴリー	償還期間の 上限 (年)	その他の 条件
232	ブルガリア	◎		D		
521	ブルキナファソ	○	5	H	1	
116	ブルネイ	◎		C		
534	ブルンジ	○	1	H	0.5	
621	米領サモア	○		F	1	
110	ベトナム	◎		E		
519	ベナン	○	20	G	1	
402	ベネズエラ	×		H		
239	ベラルーシ	○	20	G	1	
308	ベリーズ	○	5	H	1	
407	ペルー	◎		D		
208	ベルギー	◎		A		
223	ポーランド	◎		C		
243	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	5	H	1	
555	ボツワナ	◎		D		
385	ボネール島 (蘭)	◎		A		
408	ボリビア	○		F	1	
217	ポルトガル	◎		C		
108	香港	◎		D		
307	ホンジュラス	○		F	1	
625	マーシャル諸島	○	5	H	1	
698	マーシャル諸島 (船舶)	◎				
129	マカオ	◎		C		
546	マダガスカル	○	5	H	1	
580	マディラ諸島 (葡)	◎		C		
598	マディラ諸島 (葡) (船舶)	◎				
553	マラウイ	○	5	H	1	
520	マリ	○	5	H	1	
221	マルタ	◎		B		
299	マルタ (船舶)	◎				
113	マレーシア	◎		C		
626	ミクロネシア	○	5	H	1	
551	南アフリカ共和国	◎		E		
560	南スーダン共和国	×		H		
122	ミャンマー	○	20	G	1	
305	メキシコ	◎		D		
547	モーリシャス	◎		D		
509	モーリタニア	○	5	H	1	
545	モザンビーク	○	1	H	0.5	
211	モナコ	◎		A		
126	モルディブ	○	5	H	1	
240	モルドバ	○	5	H	1	
501	モロッコ	◎		D		
107	モンゴル	○	5	H	1	
334	モンセラット (英)	◎		D		
247	モンテネグロ	○	5	H	1	

国 コード	国名	態度	契約金額の 上限（億円）	国 カテゴリー	償還期間の 上限（年）	その他の 条件
144	ヨルダン	○		F	1	
121	ラオス	○	5	H	1	
236	ラトビア	◎		C		
237	リトアニア	◎		C		
505	リビア	×		H		
280	リヒテンシュタイン	◎		A		
515	リベリア	○	5	H	1	
599	リベリア（船舶）	◎				
231	ルーマニア	◎		D		
209	ルクセンブルク	◎		A		
526	ルワンダ	○	10	G	1	
552	レソト	○	10	G	1	
146	レバノン	○	1	H	0.5	
548	レユニオン（仏）	◎		A		
224	ロシア	◎		E		

注1：保険契約の申込時において、貸付契約等について取引銀行による資金決済の取扱いが可能であることが確認できている場合に保険契約を締結するものとする。

注2：個別案件の決済可能性を勘案の上、引受可否を決定する。

注3：西岸・ガザ（パレスチナ自治区）向け貸付契約は、保険契約の締結に際し、保険証券に次の特約を記載する。

「株式会社日本貿易保険は、戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」